

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

映画 ノーパン痴女 夫を裏切る水曜日 新日本映像
同 不倫関係 微熱の肌ざわり オーピー映画
同 ダブル・プレイ 友だちの母さんと... 新東宝映画
同 新日本映像ニュース 新日本映像
(ノーパン痴女 夫を裏切る水曜日)

全部 著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため

目次 ページ

告示

○有害興行の指定..... (生活文化・青少年室)	1
○有害図書類の指定..... (生活文化・青少年室)	1
○土地改良区の定款の変更の認可..... (農業支援課)	2
○土地改良事業の施行の認可..... (農業支援課)	2
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可..... (農業支援課)	2
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可..... (農業支援課)	2
○土地改良区連合の役員の就任及び退任の届出..... (農業支援課)	2
○土地改良事業の廃止の申請の適否の決定..... (農業支援課)	2
○知事権限に係る保安林の指定..... (治山課)	2
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定(2件)..... (治山課)	3
○知事権限に係る保安林の指定の解除..... (治山課)	3
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	3
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	4
○道路の供用の開始..... (道路整備課)	5
○道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路整備課)	5

支庁告示

○貸金業の規制等に関する法律の規定による貸金業者の登録の取消し(2件).....	5
--	---

告示

北海道告示第1号

北海道青少年保護育成条例(昭和30年北海道条例第17号)第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成18年1月6日

北海道知事 高橋 はるみ

興行の種類	興行の題名	制作会社又は配給会社	指定の範囲	指定の理由
-------	-------	------------	-------	-------

北海道告示第2号

北海道青少年保護育成条例(昭和30年北海道条例第17号)第5条第1項第3号の規定により、次の図書類を有害図書類として指定する。

平成18年1月6日

北海道知事 高橋 はるみ

図書類の種類	図書コード等又は日本ビデオ倫理協会審査番号等	図書類の名称	発行所、制作所、受審会社等
雑誌	18385-01	マガジン・パン 1月号	2006年1月1日発行 株式会社マガジン・マガジン
同	18422-1	漫画実話ナックルズ 1月5日増刊	2006年1月5日発行 ミリオン出版株式会社
同	16151-1	Chuッ スペシャル 1月号	2006年1月1日発行 株式会社 ワニマガジン社
同	08398-01	ウォーA組 マガジンWOOOOO! 1月号増刊	2006年1月5日発行 株式会社マガジン・マガジン
同	03299-1	月刊クリーム 1月号	2006年1月1日発行 ワイレア出版株式会社
同	04167-01	ストリート・シュガー1	2006年1月1日発行 株式会社 サン出版
同	08877-1	Yha! Hip&Lip 1月号	2006年1月1日発行 株式会社 ワニマガジン社
同	18113-1	本当にあったHな話 1月号	2006年1月1日発行 株式会社 ぶんか社
同	18399-1	まんがシャワー 1月号	2006年1月1日発行 株式会社 一水社
同	08397-01	マガジン・ウォー 1月号	2006年1月1日発行 株式会社マガジン・マガジン
同	16611-1	ドキッ!スペシャル 1月号	2006年1月4日発行 株式会社 竹書房
同	07653-1	月刊ビタマン 1月号	2006年1月1日発行 同
同	04117-01	That's DAN	2006年1月5日発行 株式会社 パウハウス
同	15529-1	ZuBA!【ズバッ!】1	2006年1月10日発行 インフォレスト株式会社
同	08365-01	マガジン・ウォー・ウルフ 1月号	2006年1月1日発行 株式会社マガジン・マガジン
同	18763-01	もっとすごい本当のH話	2006年1月19日発行 株式会社 リイド社

指定の理由 著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため

北海道告示第3号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、平成17年12月20日、沙流土地改良区の定款の変更を認可した。

平成18年1月6日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第4号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、平成17年12月20日、小平町土地改良区が新たに行う土地改良(田代地区小規模土地改良(農業用排水))事業の施行を認可した。

平成18年1月6日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第5号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第1項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程を認可した。

平成18年1月6日

北海道知事 高橋 はるみ

土地改良区名	土地改良施設名	管 理 規 程 の 概 要
日高町土地改良区	千栄第2頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	千栄第3頭首工	同
同	千栄第5頭首工	同
同	日高第1頭首工	同

北海道告示第6号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第3項の規定により、愛別土地改良区が管理する中愛別ダムに係る管理規程の変更を認可した。

平成18年1月6日

北海道知事 高橋 はるみ

認可した管理規程の概要
中愛別ダムの維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第7号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、大雪土地改良区連合から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成18年1月6日

北海道知事 高橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成17.12.19	理 事	池 沢 和 義	上川郡当麻町開明1区
同	同	同	伊 藤 久 雄	同 北星2区
同	同	同	高 橋 俊 一	同 中央1区
同	同	同	平 岡 盛 男	同 伊香牛3区
同	同	同	筒 井 昭 七	旭川市永山町6丁目109番地
同	同	同	大 西 秀 雄	同 11丁目244番地の3
同	同	監 事	稲 田 和 夫	上川郡当麻町中央4区
同	同	同	中 田 義 美	旭川市永山町11丁目259番地の4
退 任	同 17.12.18	理 事	池 沢 和 義	上川郡当麻町開明1区
同	同	同	伊 藤 久 雄	同 北星2区
同	同	同	高 橋 俊 一	同 中央1区
同	同	同	平 岡 盛 男	同 伊香牛3区
同	同	同	筒 井 昭 七	旭川市永山町6丁目109番地
同	同	同	大 西 秀 雄	同 11丁目244番地の3
同	同	監 事	稲 田 和 夫	上川郡当麻町中央4区
同	同	同	中 田 義 美	旭川市永山町11丁目259番地の4

北海道告示第8号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第48条第9項及び第8条第1項の規定により、雨竜川土地改良区連合の行う土地改良(維持管理)事業の廃止の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成18年1月10日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成18年1月6日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第9号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成18年1月6日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 保安林の所在場所 稚内市声問5丁目803・890の2・大字声問村字声問6629の3
(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的 なだれの危険の防止

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所 礼文郡礼文町大字香深村字ワウシ583の1(次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的 なだれの危険の防止

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁経済部林務課並びに稚内市役所及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第10号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成18年1月6日

北海道知事 高橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所 枝幸郡浜頓別町字ヤシュベツ3323の6

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解除の理由 指定理由の消滅

北海道告示第11号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成18年1月6日

北海道知事 高橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所 釧路市音別町4(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 水源のかん養

3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路支庁経済部林務課及び釧路市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第12号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成18年1月6日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 解除に係る保安林の所在場所 様似郡様似町字冬島214の1・字幌満114の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 解除の理由 道路用地とするため

2(1) 解除に係る保安林の所在場所 様似郡様似町字冬島214の1・字幌満114の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道日高支庁経済部林務課及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第13号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成18年1月6日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 函館市(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

函館市(次の図に示す部分に限る。)

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 上磯郡木古内町・知内町(以上2町について次の図の所在場所 示す部分に限る。)

- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
木古内町・知内町(以上2町について次の図に示す部分に限る。)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林 上川郡当麻町(次の図に示す部分に限る。)
の所在場所

- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁経済部林務課並びに函館市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第14号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成18年1月6日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 久遠郡せたな町・瀬棚郡今金町(以上2町について
の所在場所 次の図に示す部分に限る。)

- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
今金町(次の図に示す部分に限る。)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 士別市(次の図に示す部分に限る。)
の所在場所

- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林 空知郡南富良野町(次の図に示す部分に限る。)
の所在場所

- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 4(1) 指定施業要件変更予定保安林 足寄郡足寄町(次の図に示す部分に限る。)

の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

5(1) 指定施業要件変更予定保安林 足寄郡足寄町(次の図に示す部分に限る。)

の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課並びに土別市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第15号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成18年1月6日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 寿都黒松内線	寿都郡黒松内町字歌才10番1地先から 寿都郡黒松内町字歌才16番1地先まで	平成18. 1. 6

北海道告示第16号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成18年1月6日

北海道知事 高橋 はるみ

1 道路の種類	道道				
2 路線名	和寒幌加内線				
3 道路の区域					
区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
上川郡和寒町字西和173番7地先から		前	6.20mから	424.00m	
上川郡和寒町字西和536番地先まで		前	23.02mまで		
		前	14.00mから	422.59m	
		後	56.74mまで		
		後	14.00mから	422.59m	
			56.74mまで		

支 庁 告 示

北海道石狩支庁告示第1号

貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第37条第1項の規定により、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条の規定により公告する。

平成18年1月6日

北海道石狩支庁長 三好 昇

住 所	商号又は名称	氏 名	登 録 番 号	登 録 取 消 年 月 日
札幌市白石区本通8丁目北2-9		齊 藤 洋	北海道知事(1)石第02711号	平成17年12月22日
札幌市清田区美しが丘2条4丁目5-8		鈴 木 覚	北海道知事(1)石第02719号	同
札幌市白石区東札幌2条2丁目3-12	岡田信用	岡 田 修 治	北海道知事(1)石第02738号	同
江別市野幌若葉町46番地の75	平松商会	中 村 正	北海道知事(1)石第02760号	同
札幌市白石区北郷7条9丁目3番16号	ゼンニチ商事	野 館 昭 二	北海道知事(1)石第02762号	同
札幌市北区篠路8条3丁目1番16号	みらくる	中 村 あや子	北海道知事(1)石第02769号	同

札幌市白石区本通11丁目南3番9号		大 嶋 武	北海道知事(1)石第02775号	平成17年12月22日
札幌市北区新川4条12丁目7番5号		古 田 慎	北海道知事(1)石第02778号	同
札幌市清田区里塚3条6丁目9番7号	ドルフィン	敦 賀 浩 二	北海道知事(1)石第02783号	同
札幌市白石区栄通18丁目10番16号	丸秀信用商事	櫻 井 秀 一	北海道知事(1)石第02785号	同
札幌市豊平区中の島1条2丁目3番5号 朝日プラザアクシス211号室	増田商事	増 田 静 香	北海道知事(1)石第02803号	同
札幌市清田区里塚3条4丁目1-22	ラピユタ	鈴 木 雄 大	北海道知事(1)石第02806号	同
札幌市東区北20条東12丁目1番7号 ハイツトクセン 102号	アテインクレジット	相 内 邦 仁	北海道知事(1)石第02809号	同
札幌市手稲区西宮の沢6条1丁目498-56	ロッキー・ファイナンス	笹 木 国 孝	北海道知事(1)石第02812号	同
札幌市豊平区平岸1条9丁目4番10号	友広商事	友 廣 雅 昭	北海道知事(1)石第02824号	同
札幌市北区新川西4条4丁目2番16号	北海道自動車信用	澤 田 到	北海道知事(1)石第02825号	同

札幌市白石区北郷4条4丁目9番1号	アイテム	木 村 真	北海道知事(1)石第02763号	同
札幌市西区宮の沢1条3丁目10番11号	カインド	上 山 健一郎	北海道知事(1)石第02767号	同
札幌市北区拓北6条2丁目4番15号 拓北グリーンハイツ7号	レアル	工 藤 裕 司	北海道知事(1)石第02776号	同
札幌市豊平区美園1条8丁目1-15 第6クリーンシャット-203		中 村 拓 二	北海道知事(1)石第02779号	同
札幌市清田区北野6条1丁目1-3	北海総合信用	武 石 克 宏	北海道知事(1)石第02789号	同
札幌市白石区南郷通13丁目南5番16-603号	ビクトリアファイナンス	安 宅 光 昭	北海道知事(1)石第02795号	同
札幌市中央区南10条西6丁目4番1号 クイーンズフォレスト中島公園302号	シフト	朴 敏 浩 (新井敏浩)	北海道知事(1)石第02800号	同
札幌市中央区宮ノ森4条12丁目2番30号	ローンのこがねむし	石 神 志 朗	北海道知事(1)石第02807号	同
恵庭市住吉町660 メゾンハイムF	ラスカル	川 崎 秀 美	北海道知事(1)石第02808号	同
札幌市中央区南11条西1丁目2-15-701号	キャッシングプラザアート	塚 本 稔	北海道知事(1)石第02847号	同
札幌市中央区南1条西12丁目 AMSビル1205号	プレミア	赤 間 亮	北海道知事(1)石第02850号	同
札幌市中央区南8条西16丁目1番20 ステイツ南8	岡三信販	斐 直 樹 (岡直樹)	北海道知事(1)石第02859号	同
札幌市東区本町1条6丁目3-1 メゾンハイネスII 101	アーリーファイナンス	佐々木 要	北海道知事(1)石第02869号	同
千歳市高台2丁目8番6号-204号	北洋商事	竹 林 章 雄	北海道知事(1)石第02879号	同

北海道石狩支庁告示第2号

貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第38条第1項の規定により、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条の規定により公告する。

平成18年1月6日

北海道石狩支庁長 三 好 昇

住 所	商号又は名称	氏 名	登 録 番 号	登 録 取 消 年 月 日
札幌市西区八軒7条東3丁目1番12号 メゾンノブル 203号		上 田 広 美	北海道知事(1)石第02726号	平成17年12月22日
札幌市白石区菊水1条1丁目2-1 ノースランド菊水 1102号	新東和ファイナンス	佐 藤 謙 太 郎	北海道知事(1)石第02757号	同